

尾張旭市公用車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾張旭市（以下「市」という。）が所有する公用車（以下「公用車」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 公用車に掲載する広告の基準は、要綱第3条及び尾張旭市広告掲載基準に定めるところによる。

(広告を掲載する公用車)

第3条 広告を掲載する公用車は、別に定める。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、公用車の両側面とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、マグネットシートによる掲載とし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の広告は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材料としなければならない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位又は年度を超えない連続する複数月の月単位とする。

2 前項に規定する1月の単位は各月の1日から同月の末日までとする。

3 1日又は末日が閉庁日に当たる場合は、1日は翌開庁日、末日は当該月の最後の開庁日をもって広告掲載期間とする。

(広告の規格及び掲載料)

第7条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、広報誌及びホームページによる公募、その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、尾張旭市公用車広告掲載申込書（以下「申込書」という。第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容等を審査し、掲載の可否を決定し、尾張旭市公用車広告掲載決定通知書（第

2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告案を審査した場合において必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

3 広告掲載の優先順位は、申込書の受付順により決定するものとする。

(広告のデザイン等)

第11条 広告のデザイン及び内容は、市のイメージを損なうことのないよう、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)と調整してから掲載するものとする。

2 広告は、広告主の負担で市が指定する方法により作成し、指定する日までに市に提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告掲載決定後においても、要綱第10条の規定に該当するときは広告の掲載を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、尾張旭市公用車掲載広告決定取消通知書(第3号様式)により当該広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第13条 前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、市に損害があるときは、市は、当該損害の賠償を広告主に請求することができるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、取下げを希望する日の1週間前までに書面にて申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降にかかる既納の広告掲載料の総額とする。

3 広告掲載期間中に、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、掲載できなかった期間を月単位で認定して算出し、既納の広告掲載料を還付するものとする。ただし、掲載できなかった期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

4 前3項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

5 広告掲載料の還付を受けようとする者は、尾張旭市公用車広告掲載料還付請求書（第4号様式）により請求するものとする。

（広告主の責務）

第16条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、本要領に定める広告に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

4 広告の掲載期間中の天災その他の不可抗力による広告の毀損又は紛失及び第三者による広告の毀損、窃盗等については、市はその責を負わない。この場合において、広告主は、再度広告を製作し、公用車に貼付するものとする。

5 広告主は、広告の掲載期間が終了したときは、広告掲載車両を原状に復するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行する。

別表（第7条関係）

規格	広告掲載料 (1台1月当たり)
縦30センチメートル×横50センチメートル	3,000円
縦25センチメートル×横40センチメートル	2,000円

※ 広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。

※ 広告掲載期間に1月未満の期間があるときは、1月として計算する。

第1号様式（第9条関係）

尾張旭市公用車広告掲載申込書

年 月 日

尾張旭市長 宛て

広告掲載申込者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	
担 当 者 氏 名	

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準並びに尾張旭市公用車広告掲載要領の各規定を承諾の上、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

なお、申込みにあたり、尾張旭市広告掲載基準第4条に該当しないことを宣誓します。

また、尾張旭市広告掲載基準第4条第20号に規定する尾張旭市の市税等の納付状況を、尾張旭市長が閲覧・確認することに同意します。

記

広告媒体の種類

No. (車種) 年 月 日から 月

広告の内容

別添のとおり

広告の掲載料

①縦30cm×横50cm以内	3,000円×	月×	台=	円
②縦25cm×横40cm以内	2,000円×	月×	台=	円
合 計	金			円

※ この申込書に会社概要のわかるものと広告原稿案を添付して提出してください。

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市公用車広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった尾張旭市公用車への広告の掲載等
について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分

- 掲載する
- 掲載しない
理由

2 広告掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）

3 広告掲載料

金 円
（ 円× 台× 月分）

4 掲載料納付期限

年 月 日

5 広告掲載条件

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準並びに尾張旭市公用車広
告掲載要領のとおり

第3号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市公用車広告掲載決定取消通知書

年 月 日付で決定した尾張旭市公用車への広告掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由

第4号様式（第15条関係）

尾張旭市公用車広告掲載料還付請求書

年 月 日

尾張旭市長 宛て

請求者

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称及び 代表者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
担当者氏名	

下記のとおり請求します。

記

1 還付金の内容

尾張旭市公用車広告掲載料

2 広告掲載の決定を受けた掲載期間

年 月 日～ 年 月 日

3 広告掲載の決定を受けた日

年 月 日

4 納付年月日及び金額

年 月 日 金 _____ 円

5 還付請求額及び理由

金 _____ 円

【理由】 _____

6 振込先口座

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義